

事業番号	05 06 05	事業改善シート (27年度実施事業分)		<input type="checkbox"/> 予算要求	<input type="checkbox"/> 当初予算案	<input type="checkbox"/> 補正予算案	<input checked="" type="checkbox"/> 点検
事業名	信州母子保健推進センター運営事業			担当課	部局	健康福祉部	
総合5か年計画	プロジェクト	7-2-3 活動人口増加プロジェクト		課・室	保健・疾病対策課		
	施策の総合的展開	7-2 子育て先進県の実現		E-mail	boshi-shika@pref.nagano.lg.jp		
		3 子育て支援体制の充実		実施期間	H27 ~		

1 事業の概要

目指す姿	育児に困難さをかかえる親を的確に把握し支援することにより、子どもの健やかな成長が図られる。											
現状 (予算編成時)	母子保健サービスは、平成8年の母子保健法の改正により、実施主体が都道府県から市町村に移管された。母子保健は多様化、高度化しており、高い専門性が求められているが、市町村の取組状況が異なり、母子保健水準に格差が生じている。											
県が関与する理由	県でなければ実施不可(法令等義務)	【左記の説明、根拠法令等】 母子保健法第8条、第9条										
成果目標・事業内容	① 成果目標(H27)											
	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年度までに全市町村で全出生児を対象に新生児訪問を実施(H25年度33市町村) 平成29年度までに全市町村で産後うつ病質問紙票を活用(H25年度48市町村) 											
	② 事業内容 (単位:千円)											
		項目	実施方法	H27事業実績		H27 (当初)	H27 (決算)	H28 (予算案)				
		運営会議等検討会議	直接	母子保健推進協議会の設置会議を1回開催		0	359	543				
		母子保健事業情報収集・分析	直接	市町村等の母子保健事業の実施状況等を取りまとめた冊子を160部作成して市町村、保健福祉事務所に配布した。		0	217	0				
	人材育成研修会	直接	市町村母子保健担当者や助産師を対象に研修会を2回開催した。		0	102	0					
	母子保健マニュアル作成	直接	母子保健事業における手技統一のため新生児等に対する支援マニュアルを500部作成し、市町村、病院(産科、小児科、耳鼻科)、助産所へ配布した。		0	563	50					
	母子保健推進員、産後ケアアドバイザーの配置	直接	—		—	—	5,450					
	情報共有ツールの普及促進	直接	—		—	—	1,580					
			合計		0	1,241	7,623					
事業コスト	区分(単位:千円)					成果目標の達成状況						
	予算額	前年度繰越			2,089		項目	H26末(実績)	H27			H28目標
		当初予算				目標			成果	達成状況		
		補正予算		2,089	0		新生児訪問全数実施市町村数	33市町村	55	40	未達成	63
		合計(A)	0	2,089	2,089	7,623	産後うつ病スクリーニング実施市町村数	48市町村	64	55	未達成	68
	Aの財源	一般財源				6,933						
		県債										
		国庫支出金		2,089	2,089	690						
	その他	0	0	0	0							
	決算額(B)				1,241							
概算人件費	職員数(人)			4.00	4.00							
	概算人件費(C)	0	0	33,104	33,104							
概算事業費(B(A)+C)	0	0	35,193	40,727								
目標に対する成果の状況	<ul style="list-style-type: none"> 新生児訪問全数実施市町村数は減少した。理由は里帰り出産により新生児期(生後28日以内)に訪問することが難しいというもので、新生児期が過ぎた後、訪問を実施している。 産後うつ病スクリーニング実施市町村数が目標に達しなかった。実施しない理由として技術的な不安があると回答する市町村がある。 											

2 今後の事業の方向性

今後、事業をどのようにしていきたいか	<input type="checkbox"/> 事業を実施しない <input type="checkbox"/> 事業を見直して実施 <input checked="" type="checkbox"/> 事業を現行どおり実施
	・28年度から、母子保健推進員、産後ケアアドバイザーを配置し、市町村の現状把握及び課題の検討、助言を行い、市町村の母子保健水準の向上を図る。